

「御民」宣長：林崎文庫碑文一件再考

三ツ松， 誠

<https://doi.org/10.15017/4742054>

出版情報：雅俗. 16, pp.34-43, 2017-07-20. 雅俗の会
バージョン：
権利関係：



「御民」宣長

— 林崎文庫碑文一件再考 —

三ツ松 誠

はじめに

我が国図書館史に名高い林崎文庫に残る石碑の一つには、本居宣長が天明二（一七八一）年に著した「林崎のふみくらの詞」が刻まれている。文政十（一八二七）年正月、鈴門の殿村安守・三井高匡・長谷川元貞・小津久足によって建立され、碑文を書いたのは、幕府の右筆、屋代弘賢である。その末尾は次の通り。

…天明の二とせといふ年の十月のとをかあまりやかの日

本居宣長

幕府内史局直事源弘賢書并題額^①

実はこの文面、宣長の「林崎のふみくらの詞」そのものとは、聊か異なるところがある。神宮文庫蔵「林崎のふみくらの詞」本居宣長自写本^②の文面を次に掲げよう。

…天明の二とせといふ年の十月のとをかまりやかの日いひたかの郡の御民
本居宣長

このように、「いひたかの郡の御民」という宣長の肩書が、碑文には欠けているのである。果たしてこれは何故なのだろうか。

さて近年の平田篤胤研究は、気吹舎関係資料の調査によって格段の

進歩を遂げたが、そこで発見された篤胤宛弘賢書簡から、碑文作成にあたって鈴屋門人と弘賢を篤胤が仲介したことが明らかになった。そして、「神の御末の民」という意味である「御民」という語が、幕藩制秩序を相対化する危険性を秘めていたために、幕臣たる弘賢がこの肩書に否定的で、石碑からも削除を望んだ、との旨が説かれるに至っている。だとすれば本件は、近世後期の政事と文事の関係を考える上で、極めて興味深い例だということになる。そこで本稿では、関係資料に即して、この問題を再検討してみたい。

一、「御民」称欠如の理由について

近年、平田家に残されてきた気吹舎関係資料が、国立歴史民俗博物館によって全面的に調査され、篤胤研究の水準は格段に進歩した^③。この「林崎文庫碑文」に「御民」の語が無い事情についても手掛かりとなる書簡が見つかったことは、先に述べたとおりであり、調査をリードした宮地正人氏、次いで吉田麻子氏が見解を発表している。調査成果の中間発表とも言える展示図録で示された宮地説は次の通り^④。

篤胤はよきパトロンをもっていた。幕府柘筆^{ちうひつ}として現実政務に

従事する一方、そのすぐれた和学者の力量を以て和学講談所を支え、また「古今要覧」大編纂事業の中核ともなった屋代弘賢である。屋代は林崎文庫碑の碑文を書き、篤胤を尾張藩や水戸藩に推挙した。しかし、幕府の教学は朱子学、その背後には仏教がひかえていた。「儒仏無くとも道は明らかとなる」との篤胤の古道学研究とその普及は弾圧の対象になっていく。…一八二七（文政一〇）年、本居宣長の「林崎の文庫の詞」は、幕府祐筆で能書家の屋代弘賢によって書かれた石碑として内宮の地に建てられた。宣長門弟の屋代に関する官職表記の原案や「詞」にある「御民」表記をめぐり、仲介者篤胤に、弘賢は強い不満の意をあらわしている。要するに、幕府教学に対する篤胤説の危険性を前提にして、幕府インサイダーである屋代弘賢が、篤胤の「御民」の語などに不満を抱いた、と解釈しているわけだ。

近年の篤胤研究の水準を示す吉田氏の議論は、篤胤と幕府教学の矛盾を前提に碑文問題を解釈する立場を宮地氏と共有し、より詳細な議論を展開している。問題の書簡の引用を含むため、長くなるが氏の議論を次に掲げよう（以下、傍線や網掛けは筆者が付した）⁵⁾。

しかし篤胤は、幕藩体制を支える現世的秩序維持をもくろんで、神の体系を構築したわけではない。むしろ、自らの語る神学が、現世秩序を相対化し脅かす危険性をはらんでいることを常に意識していたはずである。

文政十年五月に、幕府の祐筆である屋代弘賢が篤胤に送った書簡には、そのような契機が古学自体に含まれていることを示唆するものである。

一別名之事も、先生御民とかかれ候ハ、其通ニて、実を得候と申ものにて、それを刊候てハ先生の御魂のおもハくも如何と存候、万一仕官の役の官衙好ミ候ハ、如何様ニも認方可有之、さ様の事も貴君へも沙汰なく、其外老拙書候を私ニ刊候事、幾重にも難捨置候

一古学と申ハ何の為に仕候哉、右様の事申越し何とも難心得候、一体彫刻前に問合御座候ハ、了簡も可有之処、無其儀、改作之拙失礼にてハ有ましくや、本居先生門人、公儀の御条目ニ背候ても宜と申教訓御坐候哉承度、此度の申分、在官の身分にては聞捨ニ相成不申候、如何之存寄にて申候哉、とくと御聞札可被下候

【一（林崎文庫碑文の宣長の）別名のことも、宣長先生がもとの草稿に「御民」と書かれたのはその通りであつてもつともな表現であるといえますが、それを碑文として彫刻してしまつては、宣長先生の御魂はどう思われるでしょうか。もし、肩書をつけるのであれば（たとえば仕官している官署を好んで肩書きとしてつけるようなことであれば）、如何様にも認めることができるでしょう。そのようなことを、貴君（篤胤）へも何も知らせず、その上、私が書いたものを勝手に改作して彫刻するなどというのは、幾重にも捨て置きたいことです。

一古学というのは何のためにするのでしょうか。右の様なことを申してくるのは何とも心得がたいものです。一体、彫刻前に問い合わせがあれば考えることもできたでしょうに、それもなく、拙く改作するのは失礼ではないでしょうか。本居先生の門人は公儀の御条目に背いてもよいという教訓があるのかどうか承りたく、

この度の言い訳は在官の身分においては聞き捨てになりません。どういう考えでそのように言うのか、とくとお聞き糺してください。」

このとき、本居宣長の「林崎ふみくらの詞」を林崎文庫の碑文として建立するにあたり、それを清書する屋代弘賢（幕府の祐筆）と、彫刻し碑文にする鈴屋（本居門）との仲介役に、篤胤があたっていたようである。自分が清書した文字を勝手に改めてしまった鈴屋門人に対し、屋代は甚だ不快感を示している。特に宣長を「御民」、すなわち神の御末の民と、公然と人目に触れる石碑に彫刻するのは、幕臣である屋代にとつてはまったく捨て置きがたいことであつた。

「賤ノ男我々ニ至ルマデモ神ノ御末」（『古道大意』卷上、一丁オモテ）であり「神民」であるという篤胤の復古神道の理論は、幕末維新期に在地の豪農商に受けとめられ、「御国の御民」意識としてより普遍的な政治理論へと発展していく⁶が、文政十年のこの時点ですでに、「御民」という言葉は、幕臣である屋代が神経質に反応し不快感をあらわにしなければならぬほどの問題を秘めていたことが分かる。もちろん篤胤には積極的な反幕思想があつたわけではないし、ことさら政治的な要求をするわけでもなかつた。ただ、篤胤と親しい間柄である屋代が、篤胤に「御民」という言葉を公に表示する問題について理解を求めているということは、篤胤自身も自らの思想に含まれるそのような（幕藩制秩序を相対化する）危険性に無自覚であつたとは考えられない。

篤胤の復古神道理論においては「御民」とは神の御末の民を意味し、その考え方は幕府支配を相対化する理論として発展して幕末の中間層

に広がっていく。そしてこの「御民」の語の危険性は、この時期の屋代弘賢に既に認識されていた。これが吉田説の骨子になるだろう。

しかし気になるのは、そもそも「御民」の語を使っていたのは宣長であつたという事実である。宮地正人氏の国学論は、篤胤と宣長の思想的異質性を前提にしているが、だとすればここでも、宣長やその門人たちに即して「御民」が如何なる意味を持っていたのか、検討する必要があるのではないか。国学者が国典に由来する表現を用いることは通例であり、「御民」の語も『万葉集』に用例が見られる。そしてそれは、被治者を指す語として使用されていたのではないだろうか⁷。

あるいは手紙の網掛け部分の解釈にも気になるところがある。「先生御民とかかれ候ハ、其通ニて、実を得候と申もの」というのであれば、「先生が御民と書かれたのであれば、そのまま御民の称を書くのが、実を得た態度である」と主張しているのではないだろうか。「刊」は「きざむ」とも「けづる」とも読め、「弘賢がいったん碑文に彫つた「御民」の称を批判している」という解釈とは逆の解釈も考えられよう。

二、弘賢の手紙を読み直す

そこでまず、件の平田篤胤宛屋代弘賢書簡⁸を再検討してみたい。国立歴史民俗博物館の刊行した翻刻を転載したが、原資料を参照して筆者が別の読み方をした箇所については、□で括つて歴博本の読み方を示し、ゴシック体を用いて筆者の読み方を示した。

林崎文庫石文之事云々被仰下候「処」所、如何程御執成被下候ても許容仕かたく、其故ハ、題額も最前碑材の図ニ合候て書候

事故、上の墨地ニおさまり候筈ニ御座候、万一体裁如何と申事ニ御座候ハ、別石を置候て宜候、さもいたし候ハ、よくく注文可申遣候

一、「別」題名之事ハ尤大事の事ニて、老拙文「弱」盲ニ御座候得共、書法式は職役ニ候へハ、如此故実ニ叶不申石文、千載ニ伝リ諸人ニ見られ候事、迷惑ニ存候間、是非直し候様被仰付可被下候、官銜をほり足、名の所をたたきニて源の下へ付てほり直し可申歟、氏名ともに削去可申歟、両様の内被仰「下」付可被下候、氏を苗字ニ改候事、決て相成不申候、

一、石文ハ諸人の目にふれ候物、文庫へ納候本書は人の不見物故、すへて事体を不弁申分ニ候

一、「別」題名之事も、先生御民とかかれ候ハ、其通ニて、実を得候と申ものにて、それを刊候てハ先生の御魂のおもハくも如何と存候、万一仕官の「役」後の官銜好ミ候ハ、如何様にも認方可有之、さ様の事も貴君へも沙汰なく、其外老拙書候を私ニ刊候事、幾重にも難捨置候

一、古学と申ハ何の為に仕候哉、右様の事申越し何とも難心得候、一体彫刻前ニ問合御座候ハ、了簡も可有之処、無其儀改作之「拙」程、失礼にてハ有ましくや、本居先生門人、公儀の御条目ニ背候ても宜と申教訓御坐候哉承度候、此度の申分、在官の身分にては聞捨ニ相成不申候、如何之存寄にて申候哉、とくと御聞札可被下候、頓首

五月十四日

弘賢

平田様

拝

書簡を読み直して気になったのは、網掛けの「(：仕官している官署を好んで肩書きとしてつけるようなことであれば)、如何様にも認めることができでしよう」と吉田氏が解釈した箇所が、むしろ「もしも仕官後の肩書」を望むのであれば、いくらでもやりようはあったのに」と述べているように思われる点である。これがなぜ問題になるのかは、後で述べる。

さらなる検討材料を探すと、幸いなことに、無窮会神習文庫に「林崎文庫碑文一件」と書かれた写本があるのが見つかった。当該書簡を出した際の弘賢の手控えに当たるものだと考えられる。そこで該当箇所を以下に紹介する⁽¹⁰⁾。

林崎文庫碑、題額を捨、官銜を削候事ニ付、所存平田迄申入候所、殿村安守小津久足今平田へ四月廿九日出之返書五月十四日見來、題額墨地無之、官銜本為ニ無之故やめ候由、其上源を改、屋代と書くれ候様申來候付、左之通申遣候

林崎文庫石文之事云々被仰下候所、如何程御執成被下候ても許容仕かたく候、其故ハ、題額も最前碑材の図ニ合候て書候事故、上の墨地ニおさまり候筈ニ御座候、万一体裁如何と申事御座候ハ、別石を置候て宜候、さもいたし可申候、能々注文可申遣候、抑題名之事ハ尤大事の事御座候、老拙文盲ニ御座候得共、書法式ハ職役の事ニ御座候へハ、如此故実ニ叶不申石文千載ニ伝リ諸人ニみられ候事、迷惑ニ存候間、是非直し候様被仰付可被下候、官銜をほり足、名の所をたたきにて源の下え付てほり直し候様ニ可仕歟、氏名ともに削去可申歟、此両様の内被仰付可被下候、氏を苗字ニ改候事、決て相成不申候、石文こそ人のめニふれ候へ、文

庫へ納候本書ハ人ハ存申し候、すへて事体を不弁申訳ニ御座候、先生御民とか、れ候ハ、其通ニて実を得候と申ものに御座候、それを私ニ刊去候てハ御魂のおもわくもいか、と存候、万一仕官の後の官衛好候ハ、如何様ニも認方可有之候、さ様の義も貴君ニも沙汰なく、老拙書を私ニ改候事、いくへニも難捨置候、古学と申は何のために仕候哉、右様之事申来候、何とも難心得候、一体彫刻前ニ問合御坐候ハ、了簡も可有之所、無其儀改作之段、失礼と存候、本居先生門人御礼義ニか、わり不申候と申教も候哉、此度の申分、官人の身分にては聞捨相成不申候、とくと御礼可被遣候

五月十四日

平田様

筆者が傍線を付したのは、この書簡が出された事情を弘賢が自ら説明した箇所になる。それによれば、弘賢が書いた碑文案から①題額〔林崎文庫之碑〕というタイトルを勝手に削ったこと、②肩書を削ったこと、について、殿村安守・小津久足からの弁解が届いたという。①についてはスペースが無かったこと、②については「本為」でなかったこと、が理由であるという。そして③弘賢の源姓をやめて、苗字の屋代に改めたい、と追加で言い寄越してきた、とのことだ。

そして先程から問題にしてきた網掛け部分の肩書問題を見てみよう。ここで弘賢は「御民」の語について「それを私ニ刊去候てハ御魂のおもわくもいか、と存候」と批判している。つまり、宣長門人たちが文案から私に「御民」の語を削ったのであって、逆ではないと考えられる。「御民」を嫌ったのが弘賢側だったとは看做しがたい。

そしてかかる批判の直後に「仕官の後の官衛好候ハ、如何様ニも認方可有之候」と述べられているとすれば、これが「宣長」御民」であってはならなかった理由と推察される。つまり、「ふみくらの詞」撰述時とは異なり、寛政四（一七九二）年以後の宣長は、天下の紀州様に仕官したれっきとしたサムライなのであって、それが「御民」とあっては「本為」に外れる、ということではないか。

実際の碑文には、一端刻んだ「御民」の語を後から削った形跡は確認できなかった。最初から「御民」の語を刻まず、この件に関しての弘賢の異論も聞き入れなかった、ということであろう。他方、碑文には「源」の字を後から弘賢の名の上に彫り足した様子がある。弘賢の肩書・名前についてはクレームに従うほかに、肩書に加え「源弘賢」と修正した碑文が残った、といったところであろうか。

ここで思い出したいのは、小野将氏のポスト宣長期の鈴門に関する所説である。氏によれば「身分的社会編成によつては正統なものと認知されない」ため「国学者」たちは自己の学の権威化と公的な認知を求めて已まない¹¹⁾。そして「鈴屋門人組織の内実は、諸身分を横断してネットワーク状をなす文化的結合に他ならず、他の社会集団のように近世の社会秩序総体において公法的に定置されていたわけではなかった。和歌山と松坂にあつて中心をなす本居家における領主的要素と、都鄙に跨る末端の周縁性によつて、後期鈴屋門の動向は特徴づけられることになる。学問を領主間秩序においても定置すること、その頂点部にある神聖な天皇權威を理論化し表彰することが、幕末にかけて重要な課題となってくる」のだという¹²⁾。

そう見れば、結局のところ国学者とて、「御民」たることに必ずしも

満足できなかったということになる。あるいは篤胤もまた仕官を渴望していた点、周知の事実であり、幕末の平田家の武士的性格は宮地氏も強調するところである。この点、軽視してはなるまい。

三、仲介者篤胤

ではどうして松坂本居派の面々と弘賢とのやり取りに際して、篤胤が役割を果たすことになったのだろうか。まず想起されるのは、文政六（一八二三）年、「毀譽相半書」に描かれた上京に際して、小津久足らと篤胤が交遊を持ったことである⁽¹³⁾。かかる縁故から篤胤は、当代随一の能書家、弘賢への依頼を取り次いだものと考えられる。この件に関わり、篤胤が久足に送った書簡を次に掲げよう⁽¹⁴⁾。

猶々歌集三部槌二入手忝奉存候

鈴屋大人はじめ山々よろしく

奉頼候已上

追日冷気相増候所

屋代之書面も掛御目候

倍々御平安奉寿候

小子義も今ハ大半

平愈ニ相成候間御休意

可被下候林崎碑文

漸せり付候間即刻

差上申候兎角いや

な仮字を書候ニハ

困り入り申入候て

直させ候故はり紙

なども有之猶あかぬ

文字も数字有之

候得共左のみは申入

がたく先ツ此ま、差

上候直しのこと誠ニ

申入にく、候て兎や

角と相考へ一計を

生じ候て直させ候程

之義に御座候彼人の

文盲ニハ毎々困り候

方々御座候忝謝儀

ハ並を承り候ニ大抵

是位之物ハ五百

疋も遣し候と申事ニ御座候

間まづ取あへず遣し

置申候間左様御承

知被下御次第ニ御こし

可被下候外ニ申述度

儀海山御座候へ共此節

ひしと出定笑語之

中清書ニ懸りをり候

故猶跡より可申入と

先ツ石ぶみの用のミ
如斯御座候早々頓首

九月十八日 大角

小津君

左右

はり紙よく／＼御はり

付可被成候屋しろが名の処

を下ケ候事御忘あるまじく

候天照大神の御名

二行二わたり候は氣ニ

入り不申是もよき様

ニ御切ばり可被成と

存候こんな文盲にハ

こまり切り申候

大角

又別紙也

心イソガシクデドウモナリ

不申候ソコデ文モワカル

ヤウニハカイテララレズ

アハレミ玉ヘト白す

彫刻上り之上にて

十枚御すり可給と

屋しろ申候こと

大角

別紙申入候

篤胤はここで、弘賢の文字遣いへの不満や陰口をこぼし、一計を案じて書き直させるとまで述べて、久足の側にも改作を促している。実際の碑文でも、弘賢の元の文の如く、「天照大御神」の語が二行に亘っているなどというのではない。だとすれば久足らは、弘賢が書いた文章をそのまま利用したわけではなく、篤胤の指示の下、適宜改作したのではなからうか。後に前掲の書簡中で弘賢がクレームをつけることになる題額のスペースがなくなっている点なども、かかるレイアウト修正の結果生じたもののように思われる。篤胤のこうした仲介振りが、弘賢の苦情を招く一因になったと見ても、間違いではあるまい。菱岡憲司氏が明らかにした、篤胤に対する久足の低評価¹⁵にも、この一件は影響しているのだろうか。

あるいは給与の割に裕福だったと言われる（謝礼毎年三百両¹⁶）弘賢の収入源の一端が垣間見える点でも興味深い書簡である。

四、おわりにかえて——幕府国学危険視説を問い直す——

最後に、弘賢が篤胤思想の幕府に対する危険性を意識していたとする説について些かの推論を述べて、本稿の主張を補強したい。

そもそも弘賢は如何なる人物だったか。旗本出身で右筆・和学講談所の会頭を務め、当代一流の能書家・蔵書家として活躍した幕臣で、

考証・好古の学問が実用性を帯び始めた時代の代表的人物である⁽¹⁷⁾。天明大火後の御所造営に対応した考証ブーム⁽¹⁸⁾の中で、柴野栗山らと古社寺調査に携わり、『続藩翰譜』や『古今要覧』編纂に従事する。篤胤の古代研究を利用したというよく知られる事実も、その一環であろう⁽¹⁹⁾。そして松平定信の好古・歌会仲間であり、幕府の文書行政の担当者としては、寛政異学の禁のテコ入れに合わせて寛政五（一七九三）年に登用された林述斎⁽²⁰⁾よりも古株である。

あるいは次に掲げる千坂廉齋「北叟遺言」所収の弘賢の一文⁽²¹⁾を見てみよう。

文化二年正月魯西亜人に下さるゝ文書くべきよしうけ給はりし時、絶域につたへらるゝ事はみちのめいほくに侍りと人々賀しあへるを、それはさしおきて弘賢ほどのものゝ手の御らんに入べきが先いとかなじけなきことゝ、きよまはりてかきて奉りければ、はたして御らん候つるよしにて、かしこき事どもうけ給はりぬるのみか、此文書下さるゝにつきて、よろづとゝこほりなくて、みな月末の二日、その賞としてしろがね三十両たまはりぬ

このように、レザノフ宛書簡の文面は、外交ブレーンの役割を果たすようになった学問所儒者の代表である林述斎の案ではなく、弘賢が書いたものが採用されている。また、文化八（一八一）年の朝鮮通信使への国書も、述斎・草場珮川・古賀精里ら学問所儒者とその弟子の案を排して、おそらく幕閣の意を体した弘賢の案が採用されている⁽²²⁾。ここでは林家も弘賢に叶わなかったわけである。弘賢が林家の威信に怯える立場にあつたとは考え難い。

他方、篤胤失脚の陰に林家の圧力があつたことは、ほぼ定説になつ

ている。宣長の論敵、沼田順義と結んだ林家⁽²³⁾にとって、宣長＝篤胤らの儒学批判は、認めがたいものだった。天保五（一八三四）年に林述斎は、篤胤著書絶版の上申に対し、そうすると宣長・真淵の著述も絶版にしなければ叶わないため、篤胤の尾張藩の扶持取り放ちを以て対応すればよい旨を答申し⁽²⁴⁾、次のようにも述べている⁽²⁵⁾。

一、近頃、和学家之薨庵などもよき時分に死し申候。さなければ大事に成可^レ申候。

又大角……も、公辺より御沙汰に而尾張家出入さし留に成り、今は逐電と聞へ申候。是等数に不^レ入輩ながら、愚俗の信じ候者は、多分山師多く御坐候。能々御具眼に而御看破専要奉^レ存候。

これに対して弘賢は、篤胤を尾張家、水戸家に推挙する立場にあり、天保二（一八三一）年には幕府から儒学批判をめぐる篤胤糾問があつた際の弁解提出の窓口にもなつた。また篤胤に対する幕府の警戒を高めたと言われる尺座設置運動も、弘賢が主体となつて篤胤の学問を利用した事業であり⁽²⁶⁾、篤胤秋田追放の遠因と目される天朝無窮曆問題も、屋代弘賢が水野忠邦へ彼の著作を売り込んだことが発端となつているように思われる⁽²⁷⁾。弘賢は一貫して、林家の意図にも関わらず、篤胤を引き立て、利用しようとし続けていたと言える。そして林家も一目置かざるを得ない彼は、公咎を受けかねない篤胤の弁護人を自認していたようだ⁽²⁸⁾。そんな彼にとって果たして「御民」の語は、警戒するほどのものだったのであろうか。

最後に気吹舎日記から、弘賢晩年の記録を抄出紹介したい⁽²⁹⁾。

天保一一年一月二八日 同（晴）、冬至二付、祝ひ、屋代翁来

一二月二七日 ○夜、平沢重蔵急御用使にて今日太田

備後守様より父君之御事云々御尋二付
云々御答書、明朝御差出可被成申候
旨、案内申来

天保一二年 正月 二日 同(晴天)、御国行之事二付御屋敷へ行

…○公儀より御沙汰二付、父君御国許
へ御出被成候様御達

正月二日 …屋代翁使来…

閏正月二四日 …屋代翁へ行く、翁先月末より大病也…

閏正月一九日 同(晴)、昨夜戌刻、屋代翁病死之由申来

閏正月二一日 …今晚、屋代翁葬式

「日記」の記述を見るに、老中太田資始が動き、篤胤の江戸払いが指
令された直後に、篤胤の庇護者である屋代が死出の病に伏せることに
なっている。そして篤胤はこの江戸払いを、太田をも弟子に持つ林家
の差し金と見ている⁽³⁰⁾。この時も弘賢が健在であったならば、申し
開きをしてくれたのではないか——篤胤ならずとも、想像したくなる
ところではないか。

結局のところ、幕藩体制と古学思想が相容れなかったという理解
は、当該期の幕府内部あるいは学者集団内の勢力・影響関係につい
て、十分な分節化を図ったうえで再検討すべきものの様に思われる。
ここではひとまず、朱子学に批判的な宣長ラインの国学者を快く思っ
ていなかった林家の影響力が増大した天保期の政治情勢の一面面にお
いて、林家を憚る必要のない庇護者を失ったために、篤胤は圧迫を撥
ね退けられなかった、と見ておきたい。

注

- (1) 『林崎のふみぐらの詞』(皇學館大学出版部、一九九三)による。
- (2) 前掲『林崎のふみぐらの詞』。
- (3) 後述するもののほか、篤胤その人については吉田麻子『平田篤胤(平凡社新書、二〇一六)、幕末の平田門人の通史的的位置付けについては宮地正人『歴史のなかの『夜明け前』』(吉川弘文館、二〇一五)が、それぞれ到達点になる。
- (4) 『平田篤胤の生涯』『明治維新と平田国学』(国立歴史民俗博物館、二〇〇四、二一頁)。
- (5) 『知の共鳴』(ベリかん社、二〇一二)一三―一五頁。
- (6) ここに置かれた原註12では、宮地正人「伊吹舎と四千の門弟たち」『別冊太陽平田篤胤』(平凡社、二〇〇四)が挙げられている(前掲宮地『歴史のなかの『夜明け前』』に再録)。その他、宮地正人『幕末維新変革史』(岩波書店、二〇一二)を参照のこと。
- (7) 真淵も有名な「御民吾」の歌について、「オホダカラワレ」と読んでおり、神孫意識は覗えまい。「万葉考」一五「賀茂真淵全集」一(吉川弘文館、一九二七)三六九頁。
- (8) 『国立歴史民俗博物館研究報告』二二二(二〇〇五)、国立歴史民俗博物館所蔵平田篤胤関係資料書簡一三―一五によつて校合。文政一〇年と推定。
- (9) 吉田氏は「官衙」とするが、歴博本は「官衙」と読む。後者に従った。
- (10) 屋代弘賢「林崎文庫碑文一件」、公益財団法人無窮会神習文庫所蔵、カ13126。文政一〇年と推定。
- (11) 小野将「国学者」(横田冬彦編『芸能・文化の世界』吉川弘文館、二〇〇〇)、三〇六頁。
- (12) 小野将「国学」の都市性」(鈴木博之他編『都市文化の成熟』東京大学出版会、二〇〇六、四〇一―四〇二頁)。
- (13) 久足の側からこの件を見る場合、菱岡憲司『小津久足の文事』(ベリかん社、二〇一六)が必読である。

(14) 文政九年九月一八日か。公益財団法人本居宣長記念館の吉田悦之館長が個人的にご所蔵のものである。

(15) 前掲菱岡、特に一六五頁。

(16) よく知られた小宮山楓軒「楓軒紀談」四の証言に拠る。国会図書館デジタルコレクション本を参照した。

(17) 『日本国語大辞典』「屋代弘賢」は次の通り。

江戸後期の国学者。江戸の人。通称太郎吉、のち大郎。号は輪池。幕府の書役となり柴野栗山に従い、のち右筆となる。和歌・故実の学に優れ、師の塙保己一を助けて「群書類従」の編纂に尽力。蔵書家としても知られる。主著「古今要覧稿」。宝暦八・天保二年（一七五八～一八四一）。

彼に関する伝記的事実をめぐっては、後述する森銑三の研究の後ほ、大塚祐子編『屋代弘賢略年譜』（私家版、二〇〇二）が到達点であろう。本稿も、特記無き記述はこれに拠っている。時代のなかでの評価に関しては、表智之「一九世紀日本における〈歴史〉の発見」『待兼山論叢』日本学編三一（一九九七）、大沼宜規「寛政改革と文人」熊倉功夫編『遊芸文化と伝統』（吉川弘文館、二〇〇三）などが近年の仕事として挙げられる。

(18) 西村慎太郎「回祿からの再生」『国文学研究資料館紀要』アーカイブズ研究編七（二〇一一）、一戸渉「上田秋成の時代」（ベリカン社、二〇一二）、清水光明「朝廷・公家社会と朱子学」『近世の天皇・朝廷研究』四（二〇一一）など。

(19) 田原嗣郎『平田篤胤』（吉川弘文館、一九六三）など。

(20) 高橋章則「近世後期の歴史学と林述斎」『日本思想史研究』二二（一九八九）、中村安宏「林信敬と林述斎の位置」『文芸研究』一二四（一九九〇）、荻生茂博「江戸後期の海外認識と林述斎」『米沢史学』八（一九九二）、小野将「近世後期の林家と朝幕関係」『史学雑誌』一〇二一六（一九九三）、藤田覚「近世後期政治史と対外関係」（東京大学出版会、二〇〇五）などを参照。

(21) 「屋代弘賢」『森銑三著作集』七（中央公論社、一九七一）一二六頁。

(22) 前掲藤田、眞壁仁「徳川後期の学問と政治」（名古屋大学出版会、二〇〇七）。

(23) 小笠原春夫「国儒論争の研究」（ベリカン社、一九八八）などを参照。

(24) 向山誠斎「蠹余一得」『新令句解・蠹余一得（一）』（汲古書院、一九八二）一八四頁。

(25) 天保六年二月カ松浦静山宛林述斎書簡、松浦静山『甲子夜話三編』二（平凡社、一九八二）二二〇頁より、静山の註記部分を略した。

(26) 前掲田原、前掲渡辺、『明治維新と平田国学』。

(27) 国立歴史民俗博物館所蔵平田篤胤関係資料冊子三六三。

(28) 天保二年二月二日平田鏡胤宛平田篤胤書簡には「去ル七日は屋代翁の三七日に当り候：ア、悲しき哉、生涯の立言に、君が公咎アラン時、申開キスル者ハ、我ヲオキテ誰カ有ント云レシ人ノ、其許、枕元へよつて、親父よりよろしく申越シマシタト云タレバ、御タヨリガムリマシタカト云レシヲ名残として、遠行せられし、今期までの心想ひやられ、かつ根岸へ引こしの時、内ものものやそちへ対して、是カラ立行が出来ませぬ（活計困難）と云れたる事など、二人にて相語り涙を流し候事也」とある。渡辺金造「平田篤胤研究」（六甲書房、一九四二）五四六～五四七頁。

(29) 「国立歴史民俗博物館研究報告」一二八（二〇〇六）一五二～一五五頁。

(30) 天保二年七月一日平田鏡胤宛平田篤胤書簡、前掲渡辺、五七二～五七三頁。近年の研究としては前掲吉田「知の共鳴」と中川和明「平田国学の史的研究」（名著刊行会、二〇一二）。

附記 本稿は、平成二六年度日本近世文学会秋季大会における口頭報告を元にして、資料利用・取材に関して便宜を図ってくださった皆様（特に公益財団法人本居宣長記念館の吉田悦之館長）、報告にあたってコメントをくださった皆様、深くお礼申し上げます。ありがとうございます。内容面では、「意見の同じもの、教えられた処については屋上屋を重ねるだけなので書く必要はない」（宮地正人「通史の方法」名著刊行会、二〇一〇、ii～iii頁）という事情で理解の相違点ばかりを目立たせてしまったが、宮地正人氏、吉田麻子氏に受けた学恩の大きさ、いくら強調してもしすぎにはならないと考えている。いつもありがとうございます。